

神石高原町介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

平成19年4月27日

告示第79号

改正 平成25年4月1日告示第43号

(目的)

第1条 この告示は、介護サービスの提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者（以下「事業者」という。）から神石高原町（以下「町」という。）へ報告が行われ、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(通法及び通則)

第2条 事故発生報告に関する通法及び通則は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護保険施設、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業の事業を行う者（以下「事業者」という。）による介護サービス提供に関して事故が発生した場合に、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第68号）、介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第69号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年広島県条例第9号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。療養室、診察室及び機能訓練室の基準並びに医師及び看護師の員数の基準に係る部分に限る。）、介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第10号）、介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第11号）、神石高原町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神石高原町条例第21号）、神石高原町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年神石高原町条例第22号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に基づくものとする。

(事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、原則として次のとおりとする。

- (1) サービス提供（送迎、通院等含む。）による利用者のケガや死亡事故等（以下「ケガ等」という。）

ア ケガ等とは、転倒・転落・体位交換・接触等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤与薬等で医療機関において受診及び入院又は、死亡したものをいう。死亡事故に関し病死の場合は死亡原因に疑義があるか若しくは家族等とトラブルになる可能性がある場合に限る。

(2) 職員の法令違反・不祥事で利用者の処遇に影響があるもの。

(3) 前2号に該当しない場合であっても施設等の管理者等が報告を必要と認めるもの。

(報告先)

第4条 事業者は、前条の事故が発生した場合は、過失の有無を問わず報告するものとし、当該事故の対象者が町以外の市町村に属している場合は、当該市町村に対しても報告するものとする。

(報告の手順)

第5条 事業者は、事故発生後、利用者の保護や必要な措置、家族への連絡などの初期対応の後速やかに「介護保険事業者事故発生報告書」を町へ報告するものとする。

2 当該事故に係る処理が終了した場合は、遅滞なく「介護保険事業者事故最終報告書」を提出するものとする。

(報告に対する町の対応)

第6条 町は、事故報告内容から事業者の事故の対応が終了していないか、又は明らかに不足していることを認めた場合は、利用者の権利擁護や苦情・トラブルを未然に防ぐ目的等から事業者に対し必要な指導を行うものとする。

2 前項以外においても、法令及び指定基準法令違反等又は職員の不適切な介護等による事故発生並びに反復して事故が発生している場合は、事業者、利用者、家族等の関係者から事情聴取若しくは事業所へ実地指導等を行うものとする。

(その他)

第7条 その他実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日告示第43号)

この告示は、公布の日から施行する。